

平成30年1月10日

三次市長 増田 和俊 様

三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会
委員長 岸田 立



三次市まち・ゆめ基本条例の検証に関する意見提言

三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会設置要綱(平成21年10月26日、告示第158号)に基づき設置された本検証委員会は、平成29年10月26日以降、3回にわたり慎重なる審議を行った結果、現時点において条例の見直しは必要ないとの結論を得たので報告します。

なお、条例の理念である市民のしあわせをめざすまちづくりを更に推進していくために、次のとおり提言します。

- 1 市は、本条例が広く市民に浸透し、市民のまちづくりへの参画の意義や可能性について啓発するため、広報の仕組みや資料について検討するとともに、普及・啓発活動等に一層努められたい。
- 2 三次市のまちづくりの未来を担う子どもたちに、学習等を通じて、本条例を周知し、子どもたちの意見を反映したまちづくりに取り組むとともに、その結果が子どもたちに伝わるよう努められたい。また、今回の検証作業に際して実施した、中学生へのまちづくり作文募集の取組については、まちづくりへの参画への啓発として効果的であると考えられることから、継続的に実施されたい。
- 3 本条例に係る子どもたちへの周知・啓発や、地域の誇りの発見や地域の情報発信については、市民自らが、家庭や地域活動の中で行うべきことでもあるため、その後押しをお願いしたい。
- 4 まちづくりの推進役である市職員は、本条例の内容を深く認識し、まちづくりにあたられたい。
- 5 今後の検証においては、さまざまな角度から本条例の認知度や理解度等について把握し、可能な限り数値で示されたい。